

青森市議会基本条例の達成状況に 関する検討結果報告書

令和4年9月12日

青森市議会 議会改革推進協議会

目次

1 本編

1	はじめに.....	1
2	議会改革推進協議会のあゆみ.....	2
3	議会改革推進協議会委員名簿.....	4
4	条文の分類	6
5	検討結果	7
	検討項目①「政策等の監視と評価」	7
	検討項目②「市民意見の反映と政策立案等の向上」	12
	検討項目③「わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保」	16
	検討項目④「議員の政治倫理と政務活動」	21

2 参考資料

参考資料 1	検討項目別会派ごとの検討結果	25
参考資料 2	議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート	29

青森市議会基本条例

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始の日から当該任期の満了の日前までの間において、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 前項の規定による検討に関する取扱いについては、議長が議会運営委員会に諮問し、決定する。

3 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

4 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

1 はじめに

議会改革推進協議会は、令和元年7月3日付けで決定された「青森市議会基本条例の検証結果について」において、「今回の検証において整理された今後の取組事項について、その実施に向けた検討を行うため、議会内に新たに推進体制を整備すべき」との意見が付されたことから、「青森市議会『今後の取組事項』整理検討タスクフォース」において整理された取組事項に係る方向性を踏まえた上で、令和2年4月21日に第1回の協議会を開催しました。その後、22回の協議を経て、「青森市議会基本条例の達成状況に関する検討結果報告書」として取りまとめました。

協議会及び取組事項の実施等に当たりましては、当初では想定していなかった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響もあり、難しい対応を迫られた部分もありましたが、本報告書の内容を踏まえつつ、今後も議会改革に取り組んでまいります。

青森市議会 議長

長谷川 章悦

**青森市議会 副議長
（議会改革推進協議会 座長）**

藤 田 誠

2 議会改革推進協議会のあゆみ

年 月 日	事 柄
令和元年 7 月 3 日	議会運営委員会において、前任期中の「青森市議会基本条例の検証結果について」を決定。当該委員会において、今後の取組事項に係る推進体制について、“今回の検証において整理された各検証項目における今後の取組事項について、その実施に向けた検証を行うため、議会内に新たに推進体制を整備すべきと思料するものである”との意見が付されたことから、議長を中心に今後、体制を含めて検討を進めていくこととした。
令和元年 7 月 4 日	各派代表者会議において、議長から、「青森市議会基本条例の検証結果について」を報告。
令和元年 8 月 19 日	各派代表者会議において、議長から、今後の取組事項の実施・検討に向けた方向性を整理するため、「青森市議会『今後の取組事項』整理検討タスクフォース」の設置を提案。
令和元年 9 月 3 日	各派代表者会議において、「青森市議会『今後の取組事項』整理検討タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）の設置を決定。
令和元年 9 月 27 日	第 1 回 タスクフォース開催。議長から、「今後の取組事項」の実施・検討に向けた方向性について諮問。（タスクフォースは計 7 回開催）
令和 2 年 2 月 4 日	タスクフォースのリーダーの藤田誠副議長から、議長へ「今後の取組事項」の実施・検討に向けた方向性について答申。答申において、26 の取組事項のうち、10 項目について議会改革を検討する新たな検討組織で検討すべきとされる。
令和 2 年 2 月 10 日	各派代表者会議において、議長から、タスクフォースの答申を踏まえ、議会改革を検討する新たな組織として「議会改革推進協議会」の設置を提案。

令和2年2月27日	各派代表者会議において、議会改革推進協議会の設置を了承。
令和2年3月23日	令和2年第1回定例会において、議会改革推進協議会設置に係る青森市議会会議規則の一部を改正する規則を制定。同日、青森市議会議会改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置。
令和2年4月21日 〽 令和4年7月15日	第1回協議会～第22回協議会を開催。
令和4年8月19日	第23回協議会を開催。同日、青森市議会基本条例の達成状況に関する検討結果を議長へ報告。

※検討結果について

検討に当たっては、4つの検討項目とそれに対応する具体的な取組事項の状況を踏まえた評価を行った。

具体的には、各会派ごとに4つの検討項目それぞれについて「1 未着手」、「2 ほとんど達成されていない」、「3 一部達成された」、「4 おおむね達成された」、「5 十分達成された」の5段階の達成評価及びその理由を記入したシートを作成した。

これを基に、議会改革推進協議会で協議を行い、達成評価は、各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出することとし、当該達成評価値に整合した理由を記述し、検討結果として取りまとめたものである。

3 議会改革推進協議会委員名簿

【令和4年8月19日現在】

座長	藤田 誠	副議長、青森無所属の会（令和2年3月23日～）
委員	軽米 智雅子	公明党（令和2年11月27日～）
委員	万徳 なお子	日本共産党（令和2年3月23日～）
委員	秋村 光男	市民クラブ（令和2年11月27日～）
委員	山本 治男	自由民主党（令和2年4月16日～）
委員	木戸 喜美男	あおもり令和の会（令和2年7月30日～）

【前任委員】（会派の名称は当時のもの）

委員名	会派（在任期間）
中田 靖人	自由民主党（令和2年3月31日～令和2年4月16日）
木戸 喜美男	志政会（令和2年3月31日～令和2年7月30日）※
奈良岡 隆	市民の声あおもり（令和2年3月31日～令和2年7月30日）
竹山 美虎	市民クラブ（令和2年3月31日～令和2年11月26日）
渡部 伸広	公明党（令和2年3月31日～令和2年11月26日）

※会派異動のため

【参考】青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォースメンバー名簿

【任期：令和元年9月27日～令和2年1月28日】（会派の名称は当時のもの）

メンバー名		会 派	備 考
リーダー	藤 田 誠	副議長、市民の声あおもり	
メンバー	山 本 治 男	自 由 民 主 党	
メンバー	村 川 みどり	日 本 共 産 党	
メンバー	木 戸 喜美男	自 民 ・ 志 政 会	令和2年1月21日～
メンバー	奈良岡 隆	市民の声あおもり	
メンバー	竹 山 美 虎	市 民 ク ラ ブ	
メンバー	赤 木 長 義	公 明 党	
オブザーバー	橋 本 尚 美	無 所 属	
オブザーバー	山 崎 翔 一	無 所 属	

【前任メンバー】（会派の名称は当時のもの）

メンバー名	会 派（在 任 期 間）
中 村 節 雄	自民・志政会（令和元年9月27日～令和2年1月10日）

4 条文の分類

検討項目①	政策等の監視と評価
-------	-----------

第2条第1号、第9条、第11条、第12条

検討項目②	市民意見の反映と政策立案等の向上
-------	------------------

第2条第2号、第3条第1号、第3条第2号、第3条第4号、
第7条、第14条、第17条、第18条、第19条

検討項目③	わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
-------	-----------------------

第2条第3号、第2条第4号、第2条第5号、第3条第5号、
第4条、第5条、第6条、第8条、第10条

検討項目④	議員の政治倫理と政務活動
-------	--------------

第3条第3号、第15条、第16条

どの項目にも属さない条文

第1条、第13条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条

5 検討結果

検討項目① 政策等の監視と評価

1 検討項目に係る条文

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。

(2)~(5) 略

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会は、市長等と緊張ある関係を保持し、事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。

(政策等の監視及び評価)

第11条 市長は、市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を行うものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 各種計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来における効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議員の資料要求)

第12条 議員は、本会議その他の会議における討議に資するため、市長等に対しその執行事務に関する資料の提供を求めることができる。

2 参考情報（実績）

（1）一般質問者数（第2条第1号及び第9条関係）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
平成31年 (令和元年)	24人	24人	21人	26人
令和2年	24人	17人 ※	23人	23人
令和3年	21人	20人	21人	20人

※令和2年第2回定例会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一般質問の日数を2日間に短縮して開催。

（2）予算及び決算特別委員会における質疑者数（第2条第1号及び第9条関係）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
平成31年 (令和元年)	(予算) 22人	(予算) 19人	(予算) 18人 (決算) 13人	(予算) 20人
令和2年	(予算) 22人	(予算) — ※	(予算) 17人 (決算) 16人	(予算) 20人
令和3年	(予算) 22人	(予算) 16人	(予算) 17人 (決算) 14人	(予算) 18人

※令和2年第2回定例会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、予算特別委員会を設置しないこととした。
また、令和3年第2回定例会から、予算及び決算特別委員会の選出委員数を「20人」として設置。

（3）常任委員会・特別委員会の開催実績（第2条第1号及び第9条関係）

①常任委員会

	総務企画	文教経済	都市建設	民生環境
平成31年 (令和元年)	12回 8時間31分	12回 8時間41分	12回 7時間13分	12回 10時間36分
令和2年	11回 5時間56分	12回 8時間20分	10回 4時間09分	11回 7時間28分
令和3年	12回 6時間07分	12回 6時間20分	12回 8時間12分	12回 6時間58分

②特別委員会

	雪対策	危機管理対策	観光・交流対策	都市整備促進対策
平成31年 (令和元年)	4回 1時間30分	—	4回 0時間26分	4回 0時間45分
令和2年	4回 1時間01分	—	4回 0時間33分	4回 0時間44分
令和3年	4回 1時間53分	5回 3時間12分	—	—

(4) 前任期の検討の中で、今任期中に取り組むことと整理された事項(7項目)

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
1	青森操車場跡地利用に関する事業の 監視・評価を行うこと。	第2条第1号 第9条	都市建設 常任委員会	実 施
<p>【実施内容等】</p> <p>青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価については、都市建設常任委員会が所管する都市整備部の事務事業であるため、議会基本条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、引き続き、本委員会において執行機関側から報告を受けるとともに、事業の監視・評価を継続していくこととした。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年11月19日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
2	国民スポーツ大会青森県開催に向けた 事業の監視・評価を行うこと。	第2条第1号 第9条	文教経済 常任委員会	実 施
<p>【実施内容等】</p> <p>国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価については、文教経済常任委員会が所管する経済部の事務事業であるため、議会基本条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、引き続き、本委員会において執行機関側から報告を受けるとともに、事業の監視・評価を継続していくこととした。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年11月19日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
3	重要な施策等の提案を受けたときに 意見交換の場等を設けることを求めること。	第11条第2項	議会改革 推進協議会	実 施
<p>【実施内容等】</p> <p>重要な施策等の提案を受けたときに意見交換の場等を設けることを求めるに当たり、各派代表者会議及び全員協議会を活用したスキームを策定した。</p> <p>今後、必要に応じて当該スキームに則り運用することを決定した。</p> <p style="text-align: right;">【令和2年8月20日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
4	青森市議会基本条例第 11 条に基づく説明及び資料提供の徹底を求めること。	第 11 条第 1 項	議会改革 推進協議会	実 施
<p>【実施内容等】</p> <p>議会基本条例第 11 条に基づく執行機関側への説明及び資料提供の徹底を求めるに当たり、各派代表者会議及び全員協議会を活用したスキームを策定した。</p> <p>今後、必要に応じて当該スキームに則り運用することを決定した。</p> <p style="text-align: right;">【令和 2 年 8 月 20 日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
5	地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会を設置した場合の質疑等調査のあり方の検討を行うこと。	第 9 条	議会運営委員会	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>本取組事項については、提案会派を含む全会派が、「実施しない」との意向であったため、協議終了とした。</p> <p style="text-align: right;">【令和 2 年 9 月 24 日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
6	反問権導入に関する検討を行うこと。	第 9 条	議会運営委員会	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>本取組事項については、提案会派を含む全会派が、「実施しない」との意向であったため、協議終了とした。</p> <p style="text-align: right;">【令和 2 年 9 月 24 日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
7	地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議決案件の拡充の検討を行うこと。	第 9 条	議会改革 推進協議会	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>「総合計画基本計画の策定について、議員意見を反映させる等のため、当該計画を議決案件に加えるべく協議したが、市で定める条例の改正等を要するなど課題も多く、各会派の意見を踏まえ、座長の判断のもと、協議終了とした。</p> <p>なお、意見反映の手法として、常任委員会での質疑のほか、「各派代表者会議及び全員協議会を活用したスキーム」に則り、必要に応じて、市に対して意見交換の場等を設けることを要求していくこととした。</p> <p style="text-align: right;">【令和 3 年 10 月 29 日 決定】</p>				

3 達成度合いの評価

達成度合いと その理由	達成評価※		
	3.8	5 十分達成された 3 一部達成された 1 未着手	4 おおむね達成された 2 ほとんど達成されていない
	【理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問や各委員会での質疑を通じ、一定程度、市への監視・評価は果たされていると考えるため。 ・一方で、政策等の監視・評価のために必要な報告が徹底されなかった部分もあると思われるため。 	

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

検討項目② 市民意見の反映と政策立案等の向上

1 検討項目に係る条文

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 略

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるため、議員間の討議を積極的に行い、必要な政策を立案し、市長等に提言すること。

(3)～(5) 略

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。

(2) 不断の研さんに努め、自己の能力及び資質を高めるとともに、市民の代表としてふさわしい活動をすること。

(3) 略

(4) 市政全般の課題に対し、市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉と生活の向上に努めること。

(議会報告会等の開催)

第7条 議会は、毎年一回以上議会報告会を開催する。ただし、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他議会報告会を開催しない特別の事情があるときは、この限りでない。

2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により、市政全般にわたる動向を市民に伝え、意見交換を行い、政策提案の拡大を図るものとする。

(議員相互の討議)

第14条 議員は、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の管理運営については、別に定めるものとする。

(議員研修の充実)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとする。

(議会事務局)

第19条 議会は、議会が円滑に運営され、議員の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助するため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

2 参考情報（実績）

（1）雪対策特別委員会における「除排雪に関する決議」の可決（第2条第2号関係）

<令和3年5月21日開催 雪対策特別委員会>

雪対策特別委員会として、前シーズンの道路除排雪等に関し、様々な角度からの除排雪実施計画の見直しの声を重く受け止め、次シーズンに向けた除排雪事業実施体制に関する決議事項を取りまとめ、市に対し、当該決議事項の実施を強く求めた。

（2）請願・陳情の受理状況等（第3条第4号関係）

	請願	陳情
平成31年 (令和元年)	8件 (うち採択0件)	8件
令和2年	6件 (うち採択0件)	17件
令和3年	22件 (うち採択4件)	7件

（3）議員とカダる会（議会報告会・意見交換会）等の実施状況（第7条関係）

<令和元年5月20日開催>

会場	①東部市民センター ②西部市民センター
内容	・平成31年第1回定例会の議会報告 ・ワールドカフェテーマ「アリーナについて」、自由意見交換
参加者	73人（市民42人、議員31人）

<令和元年11月11日開催>

会場	①北部地区農村環境改善センター ②荒川市民センター
内容	・令和元年第3回定例会の議会報告 ・ワールドカフェテーマ「防災について」、自由意見交換
参加者	61人（市民28人、議員33人）

○令和2年、令和3年の議員とカダる会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とし、代替措置として、市政及び市議会に関するアンケートを実施し、市民意見を聴取する機会を設けた。

<令和2年議員とカダる会の中止に伴う市政及び市議会に関するアンケート>

アンケート用紙 設置場所	・議会棟2階 ・市役所駅前庁舎 ・市役所浪岡庁舎	・市役所本庁舎 ・市役所柳川庁舎	計5か所
設置期間	令和2年11月12日から12月31日まで		
アンケート回答数	57件（うちGoogleフォームからの回答14件）		

＜令和3年議員とカダる会の中止に伴う市政及び市議会に関するアンケート＞	
アンケート用紙 設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会棟 ・ 市役所駅前庁舎 ・ 市役所柳川庁舎 ・ 各市民センター（11か所） ・ 市役所本庁舎 ・ 市役所駅前庁舎 ・ 市役所浪岡庁舎 <p style="text-align: right;">計 17 か所</p>
設置期間	令和3年11月11日から12月28日まで
アンケート回答数	78件（うちGoogleフォームからの回答21件）

※令和4年度は、8月8日から10月31日まで当該アンケートを実施中

（4）図書購入の実績（第17条関係）

	冊数	支出金額
平成31年度 (令和元年度)	29冊	96,603円
令和2年度	29冊	88,825円
令和3年度	20冊	61,810円

（5）市民図書館との連携（第17条関係）

青森市民図書館の蔵書の貸し出し（レファレンスサービス）利用実績	1件
---------------------------------	----

（6）前任期の検討の中で、今任期中に取り組むことと整理された事項（5項目）

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
1	市民の関心を高めるための議会報告会の見直し・周知を図ること。	第7条	議会広報広聴特別委員会	実施
【実施内容等】 本取組事項については、もとより議会広報広聴特別委員会の所管事項であり、日頃から協議を行っている内容であるため、議会報告会に対する市民の関心を高め、より多くの市民に参加してもらえるよう、継続して検討を行っていくこととした。				【令和2年9月23日 決定】

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
2	通年議会の実施に向けた検討を行うこと。	第3条第1号	議会運営委員会	実施しない
【実施内容等】 提案会派を除く全ての会派が「実施しない」との意向であったため、協議は終えるものの、視察等の機会を通じ、通年議会を導入している自治体での運用状況等を注視していくこととした。				【令和3年1月22日 決定】

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
3	議会図書室と市民図書館との連携を図るなど、議会図書室の利用環境向上に向けた検討を行うこと。	第17条	議会広報広聴推進会議	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>議会図書室の利用環境向上に向け、「市民図書館とのさらなる連携」等、様々な視点から協議を行ったが、これまでの運用を継続することとした。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年10月12日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
4	市民意見等の政策への反映や政策を形成するためのサイクルの構築に向けた検討を行うこと。	第2条第2号 第3条第4号	議会広報広聴推進会議	実施
<p>【実施内容等】</p> <p>市民意見等の政策への反映や政策を形成するための「カダる会を切り口とした政策形成サイクルの流れ」を策定した。なお、具体的な運用方法については、今後、政策形成サイクルで対応する必要がある事案があった際に、改めて協議し、決定していくこととした。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年10月12日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
5	請願の審査の充実に向けた検討を行うこと。	第3条第4号	議会運営委員会	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>本取組事項については、提案会派を含む全会派が、「実施しない」との意向であったため、協議終了とした。</p> <p style="text-align: right;">【令和2年9月24日 決定】</p>				

3 達成度合いの評価

達成度合いとその理由	達成評価※	5 十分達成された	4 おおむね達成された
	3.5	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
1 未着手			
【理由】		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響で、議会報告会が実施できない状況であったが、各議員からの市民意見の吸い上げ等を通じ、一定程度、市民意見の反映がなされたものとするため。 一方で、政策立案については、改善できる部分があると思われるため。 議会図書室が市民に開放されていないため。 	

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

1 検討項目に係る条文

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報を積極的に発信すること。

(5) わかりやすい議会運営を行い、市民の市政に対する関心を高めるよう努力すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

(会議の公開)

第4条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を原則公開とする。

(議会の活動に関する情報の公開)

第5条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。

(議案に対する賛否の公表)

第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第8条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民公開の場で所信を表明する機会を設けるものとする。

(一問一答による質疑応答)

第10条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

2 参考情報（実績）

（1）定例会（本会議）の傍聴者数（第2条第3号～第5号、第4条関係）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
平成31年 (令和元年)	88人	68人	66人	139人
令和2年	56人	13人 ※	74人	60人
令和3年	43人	81人	32人	63人

※令和2年第2回定例会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一般質問の日数を2日間に短縮して開催。

（2）本会議の生中継・録画配信の閲覧状況（第2条第3号～第5号、第4条関係）

	生中継	録画配信
平成31年 (令和元年)	1,263件	3,961件
令和2年	2,039件	3,335件
令和3年	1,426件	3,498件

（3）議事録（会議録、会議概要）・会議資料のホームページ公開（第2条第3号～第5号、第4条、第5条関係）

公開している会議
本会議（定例会・臨時会）、常任委員（協議）会、予算特別委員会、決算特別委員会

（4）本会議の傍聴に係る手話通訳の派遣実績（第2条第3号～第5号関係）

	派遣日数	通訳者派遣利用者	通訳者数	通訳者派遣時間
令和元年 第2回定例会	1日	1人	2人/日	約3時間/人
令和元年 第4回定例会	3日	30人	2人/日	約3時間/人

※令和2年及び令和3年は、派遣実績なし

（5）議案等に対する議員の賛否の公表（第6条関係）

公表している会議
本会議（定例会・臨時会）、常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会

(6) 所信表明会の開催状況（第8条関係）

<平成30年11月26日>	
議長志願者	藤原浩平議員、長谷川章悦議員
副議長志願者	村川みどり議員、藤田誠議員

(7) 一般質問における一問一答方式の実施状況（第10条関係）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
平成31年 (令和元年)	24人中24人	24人中23人	21人中21人	26人中25人
令和2年	24人中23人	17人中17人	23人中22人	23人中23人
令和3年	21人中21人	20人中20人	21人中21人	20人中19人

(8) 前任期の検討の中で、今任期中に取り組みことと整理された事項（7項目）

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
1	常任委員会（協議会）の資料及び採決結果のインターネット公表に向けた検討を行うこと。	第2条第3号 第2条第4号 第5条 第6条	議会広報広聴 特別委員会	実 施
<p>【実施内容等】 常任委員協議会の会議概要、常任委員会の付託議案等の審査以外の部分の会議概要、常任委員会（協議会）の配付資料及び常任委員会の採決結果について公表することとした。 また、予算特別委員会及び決算特別委員会の配付資料、採決結果についても公表することとした。 【令和2年10月14日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
2	インターネット利用者以外への情報発信の充実にに向けた検討を行うこと。	第2条第3号 第2条第4号	議会広報広聴 特別委員会	実 施
<p>【実施内容等】 本取組事項については、もとより議会広報広聴特別委員会の所管事項であり、日頃から協議を行っている内容であるため、インターネット利用者以外への情報発信の充実に向け、その有効な手段である議会広報紙について、継続して紙面の見直しを行っていくこととした。 【令和2年9月23日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
3	委員会の中継及び録画配信に向けた検討を行うこと。	第2条第3号 第2条第4号 第2条第5号 第5条	議会広報広聴 推進会議	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>「実施しない」とした会派が多数であったこと、また、「実施する」とした会派でも、コスト的な部分に課題があるとの意見があったため、当会議での協議を終了することとした。なお、今後「委員会のオンライン会議の導入」等の機運が高まった際に、その検討先も含め、改めて協議すべきとした。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年7月19日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
4	本会議場での採決状況の表示に向けた検討を行うこと。	第6条	議会運営委員会	実施
<p>【実施内容等】</p> <p>今後必要となる議場の音響システムの設備更新と一体で電子採決システムの導入について検討を行うとの方向性を決定した。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年1月21日 決定】</p> <p>※ その後、この方向性に則り、議場の音響システムの設備更新に加えて、電子採決システムについても令和4年度当初予算に予算要求を行い、令和4年第1回定例会に関連予算案が提出・可決された。</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
5	夜間議会及び土日祝日議会の開催に向けた検討を行うこと。	第2条第5号	議会改革 推進協議会	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>コロナ禍という現下の状況を踏まえ、実施しないこととし、協議終了とした。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年3月25日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
6	議場での市民参加行事(コンサート、合唱等)の実施に向けた検討を行うこと。	第2条第3号 第2条第4号 第2条第5号	議会改革 推進協議会	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>コロナ禍という現下の状況を踏まえ、実施しないこととし、協議終了とした。</p> <p style="text-align: right;">【令和2年8月20日 決定】</p>				

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
7	視察報告書の公開に向けた検討を行うこと。	第2条第4号 第3条第5号	議会改革 推進協議会	実施
<p>【実施内容等】</p> <p>一般行政視察・委員会視察ともに、共通様式を用いて視察概要を議会ホームページに掲載することとした。</p> <p style="text-align: right;">【令和3年10月4日 決定】</p>				

3 達成度合いの評価

達成度合いとその理由	達成評価※		
	3.8	5 十分達成された 3 一部達成された 1 未着手	4 おおむね達成された 2 ほとんど達成されていない
	【理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響がある中で、視察報告書の公開や電子採決システムの導入に係る検討など、わかりやすく開かれた議会運営に向けた取組に着手しており、おおむね目的は達成されたものと思われるため。 ・一方で、委員会のインターネット配信や録画中継に向け協議が行われたものの、実施には至らなかったため。 		

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

1 検討項目に係る条文

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。

(4)・(5) 略

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位の保持に努めなければならない。

(政務活動費)

第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査、研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。

2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

2 参考情報（実績）

（1）政務活動費の執行状況（第 16 条関係）

	交付決定額	返納額	執行額	執行率
平成 30 年度	37,800,000 円	4,792,291 円	33,007,709 円	87.32%
平成 31 年度 (令和元年度)	37,800,000 円	6,454,717 円	31,345,283 円	83.92%
令和 2 年度	37,440,000 円	6,605,935 円	30,834,065 円	82.36%
令和 3 年度	37,800,000 円	5,620,566 円	32,179,434 円	85.13%

（2）政務活動費の支出に係る関係書類の公開状況（第 16 条関係）

閲覧対象書類（写し）
収支報告書、領収書、会計帳簿、支払い証明書、ガソリン代計算書、タクシーチケット別紙明細、作成した印刷物、雇用台帳、事務所台帳、備品台帳、政務活動報告書
ホームページ公開書類（写し）
収支報告書、会計帳簿

（3）政務活動費の手引きの見直し（第 16 条関係）

令和 2 年 7 月 四次改訂
ホームページ公開書類について（会計帳簿の写しを追加）

（4）前任期の検討の中で、今任期中に取り組むことと整理された事項（2 項目）

NO.	取組事項	関係条文	検討組織	協議結果
1	政務活動費の公表内容の拡大に向けた検討を行うこと。	第 16 条	議会改革 推進協議会	実 施
<p>【実施内容等】</p> <p>これまで公開していた収支報告書に加えて、当該書類の内訳となる支出項目、品目、支出先、支出額等が記載される「会計帳簿」を議会ホームページに掲載することとした。</p> <p style="text-align: right;">【令和 2 年 5 月 22 日 決定】</p> <p>領収書の公表については、会派間の意見が分かれたため、公表しないこととし、協議を終了した。</p> <p style="text-align: right;">【令和 3 年 7 月 2 日 決定】</p>				
2	議員（政治）倫理条例の制定に向けた検討を行うこと。	第 3 条第 3 号 第 15 条	議会改革 推進協議会	実施しない
<p>【実施内容等】</p> <p>議員の政治倫理については、各議員が自らを律し、議員活動に当たるべきものであり、議会基本条例においても、議員の政治倫理について規定されており、条例を制定しなければならないほど、議員の政治倫理が低下しているとは言えないとして、条例制定は不要とし、協議終了とした。</p> <p style="text-align: right;">【令和 3 年 10 月 29 日 決定】</p>				

3 達成度合いの評価

達成度合いと その理由	達成評価※	5 十分達成された 4 おおむね達成された 3 一部達成された 2 ほとんど達成されていない 1 未着手	
	3.6	【理由】 ・ 政務活動費について、領収書の公開までには至らなかったものの、内容を集約した会計帳簿までホームページ上で公開し、政務活動費の公表内容の拡大が図られたため。 ・ 議員の政治倫理に関する例規策定に向けた検討は行われたが、さらなる議論が必要と考えるため。	

※各会派における達成評価値を合算し、会派数（6会派）で除した値の小数点第2位を四捨五入して算出

2 参考資料

参考資料 1 検討項目別会派ごとの検討結果

参考資料 2 議会改革に向けた取組項目検討ワークシート

検討項目① 政策等の監視と評価

◆会派ごとの評価

会派名	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自由民主党	4	・協議結果のとおり、各検討組織で取り組んで結果を出しているため。
あおり令和の会	4	・それぞれの組織で検討され、ある程度、市への監視機能は果たされていると思う。
市民クラブ	3	・一般質問や各委員会において、様々な分野に対する議員の市政への監視機能が果たされていると感じる。 ・操車場跡地及び国民スポーツ大会の監視・評価は本当に十分であったか、また、重要な施策に関して意見交換したか、少々疑問が残る。
日本共産党	3	・重要な施策等について、市から常任委員会等に報告すべきことが、報告されなかった事例があった。
公明党	4	・各委員会などにおいて監視機能は一定程度果たされており、引き続き検討が必要なものは協議がなされているため。
青森無所属の会	5	・市の重要な政策について、引き続き評価・監視するとしたため。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

検討項目② 市民意見の反映と政策立案等の向上

◆会派ごとの評価

会派名	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自由民主党	4	・おおむね市民意見の反映はできているものと考え、政策立案については、まだ改善できる部分があると思われる。
あおり令和の会	4	・各議員が市民意見を吸い上げ、市に対し提言できていると思う。
市民クラブ	2	・議会としての政策立案はされていない。市民意見の反映についても議会としてのルールに基づく政策立案に至っていない。ただし、市民意見に基づく議員個人々の提案はされているので、ある意味では市民意見が反映されていると言える。
日本共産党	2	・議員とカダる会が出された市民の声が、その後どう扱われたのか不明瞭である。 ・議会図書室が市民に開放されていない。
公明党	4	・各委員会などで検討が行われており、おおむね市民意見の反映はできていると考え、政策立案については改善の余地があると思われる。
青森無所属の会	5	・政策形成サイクルでの対応に向けた協議を進めているため。 ・コロナで議会報告会が実施できなかったため。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

検討項目③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

◆会派ごとの評価

会派名	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自由民主党	4	・必要と思われるものに着手しており、おおむね目的は達成されたものと思われる。
あおり令和の会	4	・傍聴に係る手話通訳の派遣や電子採決システム導入に係る検討など、わかりやすく開かれた議会運営に向けた取組が実施された。
市民クラブ	2	・視察報告書の公開は徹底された。 ・行政視察等の報告書の公開等々、一定の進捗は見受けられるが、例えば、議会だよりの質問項目の追加等、市民が本当に望んでいることに対応していない。もっと柔軟に対応すべきである。
日本共産党	2	・常任委員会、予算特別委員会のインターネット配信や録画中継が行われていない。
公明党	4	・視察報告書の公開がなされるなど、具体的な動きにつなぐことができたため。 ・傍聴に係る手話通訳の派遣や常任委員会関係のインターネット公開、電子採決システム導入などが実施予定となったため。
青森無所属の会	5	・コロナ禍ということもあり、実施が難しいものが多いが、その中でも議会運営の透明性は確保されていると思う。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

検討項目④ 議員の政治倫理と政務活動

◆会派ごとの評価

会派名	達成度合いとその理由	
	達成評価	理由
自由民主党	4	・政務活動費については公開が進んでいるが、倫理条例等について、もう少し議論してもよかったと思われる。
あおり令和の会	4	・会計帳簿についてホームページで公開することになり、政務活動費の公表内容が拡大された。
市民クラブ	2	・倫理条例は必要である。一部議員の問題発言や行動（議会公務欠席中の外出等）があっても議会として対処できず、議会としての自浄能力が欠如している。市民から、どうなっているのかと苦情が寄せられる。また、政務活動費についても領収証等の公開は最低限必要と考える。
日本共産党	2	・政務活動費の領収書が公開されていないため。 ・本会議再開時に着席していない議員が多く、開会が遅れることがあった。
公明党	4	・ホームページに政務活動費の会計帳簿が追加されたことや、議員倫理条例の検討が行われたため。
青森無所属の会	5	・政務活動費については、領収書の公開はしないとしたが、会計帳簿については、ホームページで公開することになり、公表内容が拡大されたため。

【達成評価について】

5 十分達成された

4 おおむね達成された

3 一部達成された

2 ほとんど達成されていない

1 未着手

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：政策等の監視と評価

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
当該事業にかかわらず、重要案件については、所管の委員会等において、執行機関に対し、議会基本条例第11条及び第12条に基づく説明や資料の提供を求めていくべきと考える。			

2 都市建設常任委員会での協議

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・市民生活に影響を与えるような重要案件について、執行機関側からの説明や資料提供が遅れる場合があり、市民から問われても答えられない場合がある。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例第11条に規定されているので、その規定のとおりやればいい。 ・常任委員会等で説明がされているので、必要性を感じない。 ・重要な案件については、結論だけではなくその都度報告するべき。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定		実施しない	
【協議結果の内容】（協議日：令和3年11月19日）				
○ 青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価については、都市建設常任委員会が所管する都市整備部の事務事業であるため、議会基本条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、引き続き、本委員会において執行機関側から報告を受けるとともに、適宜、事業の監視・評価を継続してことについて決定した。				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
			実施決定	

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：政策等の監視と評価

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
当該事業にかかわらず、重要案件については、所管の委員会等において、執行機関に対し、議会基本条例第 11 条及び第 12 条に基づく説明や資料の提供を求めていくべきと考える。			

2 文教経済常任委員会での協議

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・市民生活に影響を与えるような重要案件について、執行機関側からの説明や資料提供が遅れる場合があり、市民から問われても答えられない場合がある。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例第 11 条に規定されているので、その規定のとおりやればいい。 ・常任委員会等で説明がされているので、必要性を感じない。 ・重要な案件については、結論だけではなくその都度報告するべき。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定		実施しない	
【協議結果の内容】（協議日：令和 3 年 11 月 19 日）				
○ 国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価については、文教経済常任委員会が所管する経済部の事務事業であるため、議会基本条例第 11 条及び第 12 条の規定にかかわらず、引き続き、本委員会において執行機関側から報告を受けるとともに、事業の監視・評価を継続していくことについて決定した。				
R2 年度		R3 年度		R4 年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
			実施決定	

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：政策等の監視と評価

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	重要な施策等の提案を受けたときに意見交換の場等を設けることを求めること。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
執行機関から重要な施策等の提案があった場合には、議会の意見を伝えるため、意見交換等の手法について検討を行っていくべきと考える。			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・各会派の要望に応じ、会派単位で理事者側から説明が行われているものの、場合によっては新聞報道等により初めて知ることもある。			
論 点	・重要な施策とはどのような施策か定義づける必要があること、及びその説明の対象を全議員とするか、各会派等任意とするか。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・理事者側の発意による意見交換を意図している。 ・(会派単位で説明が行われているので) 議員全員でやる必要はないのではないか。 ・重要な施策について、「5年以上の長期計画のもの」とするなど基準が必要ではないか。 ・定義付けによっては、頻繁に全議員を対象とする説明の場が必要となる。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定		実施しない	
<p>【協議結果の内容】(協議日：令和2年6月26日)</p> <p>○ 取組項目の内容や課題について協議会内で共有した上、各会派に持ち帰り改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】(協議日：令和2年7月30日)</p> <p>○ 座長から提示された意見交換に係るスキーム案について各会派に持ち帰り改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】(協議日：令和2年8月20日)</p> <p>○ 各派代表者会議及び全員協議会を活用したスキームを策定し、今後、必要に応じてこのスキームに則り運用することを全会一致で決定した。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
実施決定				

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：政策等の監視と評価

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	青森市議会基本条例第 11 条に基づく説明及び資料提供の徹底を求めること。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
執行機関に対し、議会基本条例第 11 条及び第 12 条に基づく説明や資料の提供を求めていく必要があるため、その手法について検討を行っていくべきと考える。			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・議会基本条例第 11 条に規定する説明及び資料の提供が不足であると感じている。			
論 点	・説明及び資料の提供について、議会基本条例第 11 条を改正し義務化するのか、これまで以上に積極的に求めていくのか。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の会派にだけ資料提供をしなかったという実態があったので、まずそれを改め公平に提供して欲しい。 ・議会基本条例第 11 条の理念を実行してもらいたい。 ・義務付けるとなると条例改正が必要となる。 (「…ものとする。」 ⇒ 「…しなければならない。」)。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 6 月 26 日）</p> <p>○ 取組項目の内容や課題について協議会内で共有したうえで、各会派での持ち帰り改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 7 月 30 日）</p> <p>○ 座長から提示された説明、資料提供の徹底に係るスキーム案について各会派に持ち帰り改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 8 月 20 日）</p> <p>○ 各派代表者会議及び全員協議会を活用したスキームを策定し、今後、必要に応じてこのスキームに則り運用することを全会一致で決定した。</p>				
R2 年度		R3 年度		R4 年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
実施決定				

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：政策等の監視と評価

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会を設置した場合の質疑等調査のあり方の検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
さまざまな強制力を有し民事訴訟が準用される地方自治法第 100 条に基づく調査権の適正な行使に当たっては、議会として事前に必要な知識及びスキルを持った上で進めていくことを検討していくべきと考える。			

2 議会運営委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会が設置されたときの備えとして、運用についてのノウハウが積み重ねられているわけではない。			
論 点	・適正に調査権を行使するため、議員及び職員に必要な知識及びスキルをどのようにして蓄積していくか。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・以前行われたアウガ問題調査特別委員会では、誘導尋問が多々あったので、きちんと調査してやっていく仕組みをつくるべき。 ・それぞれの感じ方だと思うが、傍聴していて誘導尋問だとは思わなかった。 ・100 条委員会が立ち上がったときに、勉強会を行ったらどうか。多分しばらくはないと思うので、今やらなくてもいいと考えている。 ・今年度でも来年度でも 1 度勉強会をやってみてはどうか。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 7 月 14 日）</p> <p>○ 本取組事項を含む議会運営委員会で検討すべきとされた 5 つの事項について、会派持ち帰りの上、協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 9 月 24 日）</p> <p>○ 会派持ち帰り協議の結果、「必要性を感じない」「優先度は低い」「各議員が勉強すればよい」等の理由で、提出会派を含む全会派が「実施しない」との意向であったため、協議終了とした。</p>				
R2 年度		R3 年度		R4 年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
協議終了				

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：政策等の監視と評価

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	反問権導入に関する検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
反問権導入に当たっては、他都市の導入状況の調査に加え、本会議において導入した場合のメリット、デメリットも含めて 改めて方向性を検討していくべきと考える。			

2 議会運営委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・一問一答方式を導入する際、反問権を付与するかどうかの議論があり、最終的には質問趣旨の確認権だけは付与するとの整理がされている。			
論 点	・導入した場合のメリット、デメリットはなにか。それを踏まえ、導入するのであれば、どのような形の反問権の導入をするか。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・質問の内容を聞き返すくらいだといいが、それ以上になればあまりよくない。 ・全国の市議会の6割以上が導入しているため、まずは議題に上げて協議すればいいと考える。 ・会派内で既に導入については議論をした上で、議題に上げる必要はないと判断した。 ・いろいろな方法があるため、どのような方法を採用するのかを検討したうえで導入するかどうかを決める必要がある。 ・反問権を導入すると、質問時間を取られてしまう。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年7月14日）</p> <p>○ 本取組事項を含む議会運営委員会で検討すべきとされた5つの事項について、会派持ち帰りの上、協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年9月24日）</p> <p>○ 会派持ち帰り協議の結果、「必要性を感じない」「現状でよい」「議員個人で反問に備えるのは現実的に難しい」等の理由で、提出会派を含む全会派が「実施しない」との意向であったため、協議終了とした。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
協議終了				


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：政策等の監視と評価

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	地方自治法第96条第2項に基づく議決案件の拡充の検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡充については、最終的に条例化が必要であることを踏まえ、まずは、本市議会として議決事件とすべき案件を整理することが必要であるため、当該整理を行った上で検討していくべきと考える。			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・現状、地方自治法第96条第1項に基づく議決事件のほか、青森市まちづくり議会基本条例に基づき「総合計画の基本構想」等を議決事件としている。			
論 点	・議決事件の拡充に当たっては、一定の基準が必要となること。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間が5年を超える計画（総合計画基本計画等）については、議会も責任を持つという意味でも必要ではないか。 ・5年を超える計画となれば、任期4年の我々が責任を持てるのか。 ・現状で議会が議決権を持っている事項を把握する必要があるのではないか。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果】（協議日：令和2年9月25日）</p> <p>○ 議決案件の拡充に向けた検討に当たり、その内容や課題について協議会内で共有した上、各会派に持ち帰り議決案件とするべきと考える具体的な提案を求め、改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果】（協議日：令和2年10月23日）</p> <p>○ 議決案件の拡充に向けた検討に当たり、「総合計画基本計画の策定に関すること」を議決案件に加えてはどうかとの具体的な提案があったため、今後、当該提案について協議することとした。</p> <p>【協議結果】（協議日：令和3年10月29日）</p> <p>○ 「総合計画基本計画の策定に関すること」を議決案件に加えることについては、市で定める条例の改正等を要する内容であり、特に全会一致で合意形成が図られなければ協議できないとの座長の判断の下、各会派の意見を聞いた結果、全会一致とならなかったことから、協議終了としたもの。</p> <p>なお、本取組事項の趣旨を踏まえ、常任委員会での質疑のほか、「1 政策等の監視と評価 No.3 重要な施策等の提案を受けたときに意見交換の場等を設けることを求めること。」に係る協議において策定した各派代表者会議及び全員協議会を活用したスキームに則り、必要に応じて、市に対して意見交換の場等を設けることを要求していくこととした。（全会一致）</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
			協議終了	


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：市民意見の反映と政策立案等の向上

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	市民の関心を高めるための議会報告会の見直し・周知を図ること。	優先度	A
タスクフォースでの方向性			
議会報告会については、市民の関心を高め、参加者をより多くするために、その内容、手法について、今後も引き続き見直しの検討を行っていくべきと考える。			

2 議会広報広聴特別委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・議会報告会の参加者が少ないことが課題であり、PRとして、広報あおもり及び市議会だよりへの掲載、テレビ・ラジオ・フェイスブック・メールマガジンによる広報、公共施設へのポスター・チラシ設置、(4)各議員による支援者への呼びかけ等を行っている。			
論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の参加者を増やすため、どのようなPRを行ったらよいか。 ・市民が参加したくなるような魅力のある議会報告会とするために、どのような工夫が必要か。 			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ワールドカフェだけではなく議会報告会についても工夫が必要である。今は結果だけで議論の過程が伝わらないので、そこが課題だと思っている。 ・議論の過程については、議会報告の原稿に書けばよい。議会報告会の開催回数についてはこれまでの議論の結果、年2回と決まった経緯がある。 ・令和元年5月のように市議会だよりの内容を説明するだけの議会報告会はよくない。 ・参加人数が少ないので、開催回数・開催方法も含め、検討する必要がある。 			
参 考	(直近2年の開催実績) <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月11日(北部地区農村環境改善センター17人、荒川市民センター11人) ・令和元年5月20日(東部市民センター19人、西部市民センター23人) ・平成30年5月17日(アウガ19人、中央市民センター11人) 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
【協議結果の内容】(協議日：令和2年7月13日 議会広報広聴特別委員会) <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会については、市民の関心を高め、参加者をより多くするために、その内容、手法について、今後も引き続き見直しの検討を行うことについては、全会一致で実施することとし、その具体的な見直しの中身については持ち帰り協議の上、次回以降の本委員会で協議を行うこととした。 【協議結果の内容】(協議日：令和2年9月23日 議員とカダる会打合せ会) <ul style="list-style-type: none"> ○ 本取組事項については、もとより議会広報広聴特別委員会の所管事項であり、日頃から協議を行っている内容であるため、議会報告会に対する市民の関心を高め、より多くの市民に参加してもらえよう、継続して検討を行っていくこととした。 				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
 実施決定				


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：市民意見の反映と政策立案等の向上

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	通年議会の実施に向けた検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
通年議会の実施に向けた検討を行うに当たっては、他都市の導入状況の調査に加え、本市議会において導入した場合のメリット、デメリットも含め、改めて方向性を検討していくべきと考える。			

2 議会運営委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・青森市議会定例会の回数に関する条例により、「青森市議会の定例会は、毎年4回とする。」としている。			
論 点	・導入した場合のメリット、デメリットは何か。それを踏まえ、導入するのであれば、議員の身分をどうするかなどの具体的な内容の検討、また、導入しないのであれば、専決処分を極力なくするための手法を検討する。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今の形式で特段困っていないので、今のところは必要ないと考える。 ・通年議会を実施している自治体へ視察に行ったが、今までとあまり変わらないということと言われた。 ・長崎市議会では、一旦実施したがその後、やめている。何でもかんでも全部に手をつけるということではなく、少しずつ青森市に合ったものに変えていくというのが基本と考える。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年7月14日）</p> <p>○ 本取組事項を含む議会運営委員会で検討すべきとされた5つの事項について、会派持ち帰りの上、協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年1月21日）</p> <p>○ 会派持ち帰り協議の結果、提案会派の市民クラブ会派を除く全ての会派が「必要性を感じない」「臨時議会で対応できている」等の理由で「実施しない」との回答であったことを踏まえ、委員長から、通年議会の実施については、視察等の機会を通じ、導入自治体での運用状況等を注視していくものとし、協議は終了としたいとの提案があったことから、市民クラブ会派で会派持ち帰りの上、再度協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年1月22日）</p> <p>○ 市民クラブ会派に持ち帰り協議の結果を確認したところ、委員長の提案でよいとのことから、本取組事項については、協議終了とした。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
		<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">協議終了</div>		


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：市民意見の反映と政策立案等の向上

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	議会図書室と市民図書館との連携を図るなど、議会図書室の利用環境向上に向けた検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
議会図書室の利用環境の向上を検討していくに当たっては、「市民図書館とのさらなる連携」、「一般への開放の可否」、「蔵書の充実」の3つの視点から、それぞれ検討を行っていくべきと考える。			

2 議会広報広聴特別委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民図書館とのさらなる連携」…平成27年4月より、議会事務局を通じた市民図書館の蔵書の貸出し及び図書館の司書によるレファレンスサービスを受けることを可能としているが、これまでの利用実績は1件。 ・「一般への開放の可否」…青森市議会図書室管理運営要領において、議会図書室を利用できるのは市議会議員と市職員としており、一般開放は行っていない。 ・「蔵書の充実」…令和元年度の新規図書購入実績は、29冊、96,603円で、令和2年3月31日現在の蔵書数は1,877冊。 			
論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民図書館とのさらなる連携を行うか。 ・議会図書室を一般開放するか。 ・これまで以上の蔵書の充実が必要か。必要な場合、どのくらいの充実を目指すか。 			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室の市民への公開は、法律上はできる規定であり、しなければならぬ規定ではない。市民に公開する場合、人の配置や場所の広さの問題があり、現実的には難しいと考える。 ・市民図書館や大学の図書館とインターネットを利用してうまく連携するような仕組みさえつくれば、あえて議会図書室を開放する必要はない。 ・実際には議会図書室は使う人がほとんどいない。たまに見に行っても使えるものがない。やはり市民図書館とうまく連携をとることで、幅広く図書が借りやすい環境になると思う。 			
参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般への開放の可否」については、改選前の議会広報広聴特別委員会（平成30年4月12日）において協議し、一般開放は行わないとした経緯あり。 			
協 議 結 果				
実施		実施予定		実施しない
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年7月29日 議会広報広聴特別委員会）</p> <p>○ 議会図書室の利用環境向上については、「市民図書館とのさらなる連携」の具体的な内容について「市民図書館に行った市民が議会図書室の蔵書検索をし、そこで貸出しできるような連携である」との意見が出され、これは「一般への開放の可否」、「蔵書の充実」にもつながる内容であることから、本取組項目の検討内容について改めて整理するため、他都市の状況等を調査した上で、改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年10月12日 議会広報広聴推進会議）</p> <p>○ 「一般への開放の可否」については、人員配置やセキュリティの問題がある、市民ニーズがないのではないか、蔵書数が少ない、図書室のスペースが狭い、との意見が出され、実施しないこととし、「市民図書館とのさらなる連携」及び「蔵書の充実」についても、従来どおりの運用でよいとの意見で一致した。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
				
			協議終了	

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：市民意見の反映と政策立案等の向上

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	市民意見等の政策への反映や政策を形成するためのサイクルの構築に向けた検討を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
市民意見等の政策への反映や政策を形成するためのサイクルの構築に当たっては、まずは、現在議員とカダる会で行われている市民から出された意見をもとに、議会として執行機関に対し、政策として提案するための仕組みの検討を進めていくべきと考える。			

2 議会広報広聴特別委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・議員とカダる会が出された意見については、報告書として取りまとめ、執行機関に送付している。また、出された意見の中から「議会として特に伝えるべき意見」を絞り込み、あわせて執行機関に送付している。			
論 点	・議員とカダる会が出された意見をどのように議会としての政策提案につなげていくか。 ・そのために議会としてどのような流れをつくっていくか。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・政策形成サイクルの構築のイメージが湧かなかつた。また、市民意見といっても範囲が広く、議会報告会だけに限定される話ではないため、議員間討議などで精査する必要もあると思う。 ・必要性を余り感じない。私たちも市民から聞いた意見は、一般質問をしたり、解決に向けて会派として、議員として取り組んでいるので、果たして議会として政策形成サイクルが必要なかわからない。 ・議員とカダる会が出た市民意見を各委員会に振り分け、各委員会で揉んだ上で、条例をつくったり、予算をつけたり、政策として上げることは必要だと思う。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年7月29日 議会広報広聴特別委員会）</p> <p>○ 政策形成サイクルの構築については、今後も継続して検討を行うことについては各会派等の意見が一致したため、議会事務局から提示のあった先進事例の内容を踏まえ、本市議会でのどのようなサイクルを構築できるのか、持ち帰り協議の上、次回以降の本委員会で協議を行うこととした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年7月19日 議会広報広聴推進会議）</p> <p>○ 議会広報広聴推進会議において、事務局が作成した、現在の議会内組織で実施した場合の政策形成サイクルの流れ（案）を提示し、持ち帰り協議の上、次回の会議で協議を行うこととした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年10月12日 議会広報広聴推進会議）</p> <p>○ 会派持ち帰り協議の結果、事務局案のとおり「カダる会を切り口とした政策形成サイクルの流れ」を決定し、具体的な運用方法については、今後、政策形成サイクルで対応する必要がある事案があった際に、改めて協議し、決定していくこととした。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
			実施決定	

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：市民意見の反映と政策立案等の向上

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	請願の審査の充実に向けた検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
請願の審査については、今後も引き続き、現在の制度や手法により行っていくことを基本とし、個別の状況によっては、必要に応じて審査の充実を図るための検討をするべきと考える。			

2 議会運営委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・ 請願の審査については、青森市議会会議規則第 143 条の規定により、紹介議員の委員会出席を求めることができ、また、地方自治法第 115 条の 2 の規定では、公聴会を開き、参考人の出頭を求めることができる。			
論 点	・ 現状の手続で紹介議員及び請願者から直接話を聞くことはできるが、常任委員会の開催形式上（4 常任委員会を一斉開催）、1 日で審査を終えることができないため、手続の見直しをするか、もしくはこのままでいいか検討する。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行では、紹介議員や請願者の話を聞くこととなった場合には、日を改めて委員会を開くこととなるが、例えば請願者が請願を出すに当たって、自分たちの意見を言いたいということを最初から意思表示をしてもらい、当日来て傍聴した後に意見を言ってもらってもいいのではないか。 ・ 以前、請願者が傍聴に来ていた際、話を聞こうとなったときに、暫時休憩して委員会外で話を聞くという形をとったことがあった。この場合は、請願者の話は会議概要には載らないので、委員会で請願を取り扱っている以上、きちんと載るような方法をとるべき。 ・ 1 日で決めなければならないということもなく、現行のルールの中で継続審査というやり方があるので、問題はないと思う。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 7 月 14 日）</p> <p>○ 本取組事項を含む議会運営委員会で検討すべきとされた 5 つの事項について、会派持ち帰りの上、協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 9 月 24 日）</p> <p>○ 会派持ち帰り協議の結果、「必要性を感じない」「現状どおりでよい」との理由で、提出会派を含む全会派が「実施しない」との意向であったため、協議終了とした。</p>				
R2 年度		R3 年度		R4 年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
協議終了				


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	常任委員会（協議会）の資料及び採決結果のインターネット公表に向けた検討を行うこと。	優先度	A
タスクフォースでの方向性			
傍聴者以外の方でも常任委員会（協議会）の内容が少しでもわかるようにするため、市議会ホームページにおいて、現在公表している定例会中の常任委員会の会議概要のみならず、協議会の内容についても、情報を公表していく方向で検討すべきと考える。			

2 議会広報広聴特別委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・ 常任委員会の会議概要については、平成 28 年 4 月 15 日開催の議会広報広聴特別委員会において協議した結果、会議概要のうち付託議案等の審査を行った部分については市議会ホームページで公開する取扱いとなっている。このため、常任委員会のうち付託議案等の審査以外の部分の会議概要及び常任委員会協議会の会議概要については、公開していない。			
論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員協議会の会議概要を公表するか。 ・ 常任委員会の付託議案等の審査以外の部分の会議概要については公表するか。 ・ 常任委員会（協議会）の配付資料を公表するか。 ・ 常任委員会の採決結果を公表するか。 ・ 公表の方法は、市議会ホームページへの掲載でよいか。 			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会（協議会）の資料及び採決結果をインターネットで公表することでよい。 ・ よいと思うが、議案の賛否については、最終的には本会議で諮るので、常任委員会での賛否について掲載不要と考える。それよりもっとほかに載せるべきものがあると思う。 ・ 委員会の判断は途中の判断であり、最終的な議会の意思は本会議であるため、経過である常任委員会の賛否の公表は不要と思う。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 7 月 13 日）</p> <p>○ 常任委員協議会の会議概要、常任委員会の付託議案等の審査以外の部分の会議概要、常任委員会（協議会）の配付資料及び常任委員会の採決結果、予算特別委員会及び決算特別委員会の配付資料、採決結果を公表することについて、全会一致で公表することとしたが、各々の公表時期等については、公表に係る事務局の労力等を調査の上、改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 7 月 29 日）</p> <p>○ 公表時期等について改めて協議したところ、ホームページへの公開内容は事務局案のとおり、公開範囲は可能な分からすぐに掲載、公開のタイミングは会議概要を開催からおおむね 2 か月後、配付資料及び採決結果は開催の 2 日後に公開することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 10 月 14 日）</p> <p>○ 令和 2 年 7 月 29 日の協議結果に基づき、常任委員協議会の会議概要、常任委員会の付託議案等の審査以外の部分の会議概要、常任委員会（協議会）の配付資料及び常任委員会の採決結果について公表することとした。</p> <p>また、予算特別委員会及び決算特別委員会の配付資料、採決結果についても公表することとした。</p>				
R2 年度		R3 年度		R4 年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
		実施決定		



議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	インターネット利用者以外への情報発信の充実に向けた検討を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
インターネット利用者以外への情報発信の有効な手段である議会広報紙について、議会の内容をより市民に伝える紙面づくりを目指し、今後も引き続き見直しの検討を行っていくべきと考える。			

2 議会広報広聴特別委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・各定例会後において市議会だより「ぎかいの森」を発行し、全戸配布している。			
論 点	・「ぎかいの森」の紙面が議会の内容を伝える紙面となっているか。 ・これまで以上に議会の内容を市民に伝える必要がある場合、どのような紙面としていくか。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぎかいの森」の内容については、議会広報広聴特別委員会において検討すればよい。 ・インターネット利用者以外への情報発信は必要である。 ・例えば公募した市民と一緒に編集委員会をつくるなど、市民を巻き込んだ形で市議会だよりをつくれるとよい。 ・特集記事については、やめてもよいとの意見と、これにより市民の見る機会がふえた、手にとりやすくなったとの評価もあるため、議会広報広聴特別委員会の中で検討を行ってほしい。 ・「ぎかいの森」は今の状態がベストだと思っている。特集記事も結構面白い内容で、私はよいと思っている。 ・市議会だよりをリニューアルして大分よくなったという話は聞くが、だめになったという話は余り聞いたことがない。ただ、特集記事に紙面をとり過ぎていたとの意見はあり、ここは工夫が必要かもしれない。その辺は議会広報広聴特別委員会で議論して進めていけばよい。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年7月13日 議会広報広聴特別委員会）</p> <p>○ インターネット利用者以外への情報発信の充実に向け、その有効な手段である議会広報紙について、議会の内容をより市民に伝える紙面づくりを行うことについては、全会一致で実施することとし、その具体的な見直しの中身については持ち帰り協議の上、次回以降の本委員会で協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：9月23日 市議会だよりチーム打合せ会）</p> <p>○ 本取組事項については、もとより議会広報広聴特別委員会の所管事項であり、日頃から協議を行っている内容であるため、インターネット利用者以外への情報発信の充実に向け、その有効な手段である議会広報紙について、継続して紙面の見直しを行っていくこととした。</p> <p>【補足】（令和2年12月21日 議会広報紙編集会議）</p> <p>○ 議会広報広聴特別委員会で決定した当該取組事項について、「継続して検討を行っていく」ことを全会一致で決定した。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
				

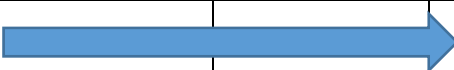
議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	委員会の中継及び録画配信に向けた検討を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
委員会における中継及び録画配信については、コストをかけずに実施できる方法、技術、他都市の事例等を調査しながら検討を進めていくべきと考える。			

2 議会広報広聴推進会議での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・本会議においてはインターネット生中継及び録画映像の配信を行っているが、委員会については生中継・録画映像の配信とも行っていない。			
論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の生中継及び録画映像の配信を行うか。 ・中継等を行う委員会の範囲はどこまでとするか。 			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・やりようによっては、スマートフォンやタブレット端末で配信はできるが、セキュリティーなどを考えたときには、安易にそれを行うことのリスクもあると思う。 ・セキュリティーの部分はあると思うので、他都市の状況を調べてもらえばよい。 			
参 考	・改選前の議会運営委員会（平成 30 年 3 月 12 日）において協議し、各党派等の意見が一致しないため協議終了となった経緯あり。			
協 議 結 果				
実施		実施予定		実施しない
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和 2 年 7 月 29 日 議会広報広聴特別委員会）</p> <p>○ 委員会の中継及び録画配信については、コスト面を課題と考える党派等があったため、コストや他市の状況を調査した上で、改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 3 年 1 月 29 日）</p> <p>○ 議会広報広聴推進会議において、事務局から実施した際のコストや他市の状況を調査した資料を提示し、党派持ち帰り協議とした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和 3 年 7 月 19 日）</p> <p>○ 党派持ち帰り協議の結果、「実施しない」とした党派が多数であったこと、実施するとしていた党派でも、コスト的な部分に課題があるとの意見があったため、当会議での協議を終了することとした。なお、今後「委員会のオンライン会議の導入」の機運が高まった際に、その検討先も含め、改めて協議すべきものとした。</p>				
R2 年度		R3 年度		R4 年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
		協議終了		


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	本会議場での採決状況の表示に向けた検討を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
迅速かつ正確に採決結果がわかるよう、賛否の数のみならず、議員ごとの賛否の状況が傍聴者等からも確認できるような電子採決システムの導入について、コストと技術の両面から検討を進めていくべきと考える。			

2 議会運営委員会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・採決については、青森市議会会議規則第70条の規定により、「議長が採決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。」としており、本会議場でのその採決の結果の表示はしていない。			
論 点	・実施に当たっては、コストと費用対効果を見極める必要がある。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・各議員に配備している端末のSideBooksに採決システムがあるので、初期投資8万円、年間経費36万円かかるが利用してはどうか。また、表示用として大きなディスプレイも用意する必要がある。 ・経費がかからないならいいが、経費がかかるなら必要ない。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年7月14日）</p> <p>○ 本取組事項を含む議会運営委員会で検討すべきとされた5つの事項について、会派持ち帰りの上、協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年7月22日）</p> <p>○ 中核市の導入状況について事務局から報告した後、改めて会派持ち帰りの上、協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年1月21日）</p> <p>○ 各会派の意見を踏まえ、今後必要となる議場の音響システムの設備更新と一体で電子採決システムの導入について協議すべきとして、電子採決システム単体での協議は終了することとした。</p> <p>※ その後、この方向性に則り、議場の音響システムの設備更新に加えて、電子採決システムについても令和4年度当初予算に予算要求を行い、令和4年第1回定例会に関連予算案が提出・可決された。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
		協議終了		


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	夜間議会及び土日祝日議会の開催に向けた検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
<p>夜間議会及び土日祝日議会の開催の検討に当たっては、他都市の導入状況の調査に加え、本市議会において導入した場合のメリット、デメリットも含め、改めて方向性を検討していくべきと考える。</p> <p>(付記) 検討に当たっては、執行機関側のコスト等を踏まえた調整が必要と考える。</p>			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・青森市会議規則第9条及び第10条の規定により、「会議時間は午前10時から午後5時まで(第9条)」、「市の休日は、休会(第10条)」としている。			
論 点	・実施に当たっては、コストと成果(傍聴者の増加等)を見極める必要がある。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者を少しでも増やす等、市民に対し議会に興味をもってもらいたいということを意図している。 ・インターネット(中継のほか録画も有り)やケーブルテレビ等で中継がされているため、必要ないのではないか。優先度は低いものと考えられる。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】(協議日：令和2年8月20日)</p> <p>○ 本会議等の傍聴者の増加を目的とする夜間・土日祝日議会の実施検討に当たり、その需要等を把握するための調査手法について検討することとした。</p> <p>【協議結果の内容】(協議日：令和3年3月25日)</p> <p>○ コロナ禍という現下の状況を踏まえ、実施しないことを全会一致で決定した。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
		<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">協議終了</div>		

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	議場での市民参加行事（コンサート、合唱等）の実施に向けた検討を行うこと。	優先度	C
タスクフォースでの方向性			
議場での市民参加行事（コンサート、合唱等）の実施に当たっては、まずは、議場の会議以外の目的での活用の可否から検討を行っていくべきと考える。			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・本会議場は、原則として本会議以外のイベント・行事等に活用されていない。			
論 点	・議場の会議以外の目的での活用の可否について。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者を少しでも増やす取組を行うことで、市民に対し議会に興味をもってもらいたいという意図している。 ・優先度は低いものと考えられる。 ・本会議等で年に30日程度しか使用されておらず活用されていない。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
【協議結果の内容】（協議日：令和2年8月20日）				
○ コロナ禍という現下の状況を踏まえ、実施しないことを全会一致で決定した。				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
協議終了				

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

1 タスクフォースでの答申内容

取組項目	視察報告書の公開に向けた検討を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
現在、市議会ホームページ上では委員会視察の視察項目、視察先及び視察日のみが公開されているが、公開の拡大の検討に当たっては、視察の対象範囲や内容、公開の手法について整理するべきと考える。			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会視察について HP に掲載しているが、視察日、視察先及び視察内容のみとなっている。 ・視察報告書は行政文書であるため開示請求をすることで確認できる。 			
論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・視察の種類にかかわらず、全ての視察について視察報告書を HP に掲載するか否か。 			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の税金で視察しているのだから、視察によって得られた知識は HP に掲載し市民に還元するべき。 ・開示請求をすれば確認が可能なので、既に公開しているといっているのではないか。 ・HP に掲載するのであれば、掲載様式を含めて議論する必要があるのではないか。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年4月21日）</p> <p>○ 議会ホームページに掲載する視察は、「一般行政視察」及び「委員会視察」とすることとした。 なお、「一般行政視察報告書」の公開方法については、他都市の掲載内容等（日時、概要、所見等）を事務局において調査し、その結果を踏まえ、改めて協議することとした。</p> <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年10月4日）</p> <p>○ 視察報告書の公開方法については、全会一致で、以下のとおり決定した。</p> <p>①一般行政視察・委員会視察ともに、共通の様式を用いて視察概要を公開する。</p> <p>②原則、記述の仕方やボリュームは各会派・各議員に委ねるものとするが、視察の目的や視察で自らが得た知識、所見・所感が分かるよう留意すること。</p> <p>③視察状況の写真の掲載は、各会派・各議員に委ねるものとするが、視察先で配付された説明資料等は、PDF化する作業負担が大きいことから掲載しないこととする。</p>				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
			→ 実施決定	

議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：議員の政治倫理と政務活動

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	政務活動費の公表内容の拡大に向けた検討を行うこと。	優先度	A
タスクフォースでの方向性			
市議会ホームページにおいても、条例に基づく閲覧と同等の状況に近づけるため、公表内容の拡大を目指した検討を行っていくべきと考える。			
(付記) 検討組織での検討までの間においても公表が可能なものについて、各派代表者会議等で検討を進めていただきたい。			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・条例に基づく閲覧は領収書を含む全ての書類を対象。HP では、収支報告書のみとなっている。			
論 点	・政務活動費に係る公表の拡大の範囲について（一覧表の公表か、領収書までの公表か）。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会がHP に掲載している一覧表程度は最低限掲載するべき。 ・できるだけ早く領収書も含めて全てHP に掲載するべき。 ・作業量が莫大になるのではないかと。段階的に実施してはどうか。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年4月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の収支報告書に加えて、当該書類の内訳となる「支出項目」、「品目」、「支出先」、「支出額」等が記載される「会計帳簿」を、議会ホームページに掲載することを全会一致で決定した。 ○ 「領収書」の掲載については、議会ホームページ掲載に当たりPDF化の作業量等がどの程度になるか事務局において検証し、その結果を踏まえ、「領収書の掲載」について改めて協議することとした。 <p>【協議結果の内容】（協議日：令和2年5月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会ホームページへの掲載時期について、令和2年7月1日（収支報告書、会計帳簿、領収書等の閲覧の初日）とすることを全会一致で決定した。また、会計帳簿の議会ホームページへの掲載に当たっては、青森市議会政務活動費の交付に関する条例に基づく閲覧の内容と同様とすることとした。 <p>【協議結果の内容】（協議日：令和3年7月2日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「領収書」の議会ホームページへの掲載については、会派間の意見が分かれ、全会一致をみるのが困難との座長の判断の下、公開範囲は「会計帳簿」の公開までとした。 				
R2年度		R3年度		R4年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
実施決定				


議会改革に向けた取組項目 検討ワークシート

区分：議員の政治倫理と政務活動

1 タスクフォースの答申内容

取組項目	議員（政治）倫理条例の制定に向けた検討を行うこと。	優先度	B
タスクフォースでの方向性			
議員（政治）倫理条例の制定については、議会基本条例第 15 条の規定を踏まえつつ、制定済みの他都市の事例を研究した上で、制定の要否及び内容について検討していくべきと考える。			

2 議会改革推進協議会での検討

現状・論点・課題・タスクフォースでの主な意見等				
現 状	・他都市において、虚偽の報告をして会議を欠席するなど、政治倫理の低下が問題となっている。			
論 点	・（倫理条例の制定の要否の前に）政治倫理に関する知識の習得に関する手法について。			
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで以上に高い倫理感を持たせるため、講師を招き勉強会を開催してはどうか。 ・高い倫理を持って政治活動を行っていることを市民に知ってもらうためにも倫理条例は必要。 ・議会基本条例第 15 条の規定があるので、倫理条例は不要。 			
協 議 結 果				
実施	実施予定	実施しない		
<p>【協議結果】（協議日：令和 2 年 5 月 22 日）</p> <p>○ 座長から、協議会として議員（政治）倫理に関する例規に係る知識・情報の底上げを図るべく勉強会を開催する旨の提案がなされ、今後、協議会の開催と併せて実施していくことを全会一致で決定した。（その後、勉強会を計 5 回開催）</p> <p>【協議結果】（協議日：令和 3 年 10 月 29 日）</p> <p>○ 議員の政治倫理については、各議員が自らを律し、議員活動に当たるべきものであり、議会基本条例第 15 条においても、既に議員の政治倫理について規定されていること、また、同条と別に条例を制定しなければならないほど、議員の政治倫理が低下しているとは言えないことから、条例制定は不要と判断し、全会一致で実施しないこととした。</p>				
R2 年度		R3 年度		R4 年度
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
				協議終了